

## 「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」開催要項

令和 8 年 4 月 1 日  
文化庁次長決定

### 1. 趣旨・目的

文化庁においては、これまで、いわゆる不活動宗教法人について、各都道府県と連携して整理・対策の加速化を進めてきたところであるが、近年、不活動状態か否かに関わらず、宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（宗教法人の売買に類似した行為）を通じて宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等のおそれがあることが指摘されている。

宗教法人制度は、憲法の規定する信教の自由を保障するため、各宗教法人の自主的・自律的運営に委ねることを基本とし、必要最小限の規正とする仕組みとなっているが、引き続き、同制度が社会からの信頼を得るためにも、宗教法人の法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されることがないように、法人格の不正利用に関する対策の策定等に向けた検討を行うことを目的として、「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 法人格の不正利用の実態把握に関する事項
- (2) 法人格の不正利用の対策に関する事項
- (3) 法人格の不正利用に係る効果的な普及啓発活動に関する事項
- (4) その他必要な事項

### 3. 実施方法

- (1) 検討会議は、文化庁次長が開催・主催する。
- (2) 検討会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会議は、非公開で開催し、会議の議事は、議事要旨で公開する。

#### 4. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 5. その他

- (1) 検討会議の庶務は、文化庁宗務課において処理する。
- (2) 本要項に定めるもののほか、検討会議の運営に際し必要な事項がある場合には、文化庁次長が別に定める。

## 「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」委員名簿

小林	万里子	文化庁次長
梶山	正司	文化庁審議官
前田	幸宣	文化庁宗務課長
坂本	隆哉	北海道総務部長
國分	守	福島県総務部長
井上	直	東京都生活文化局都民生活部長
越中	隆広	新潟県総務部長
金山	敏和	愛知県県民文化局長
嶋津	誉子	京都府文化生活部長
松阪	博文	大阪府府民文化部長
兼田	みゆき	広島県環境県民局長
東	宣行	福岡県総務部長
日谷	照應	公益財団法人日本宗教連盟理事長、公益財団法人全日本仏教会理事長
穴野	史生	公益財団法人日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長
本山	一博	公益財団法人日本宗教連盟監事、公益財団法人新日本宗教団体連合会理事
佐藤	拓磨	慶應義塾大学法学部教授
村上	興匡	大正大学名誉教授
西出	勇志	一般社団法人共同通信社編集委員兼論説委員

## (関係行政機関)

奥	愛	財務省国際局調査課資金移転対策室長
田中	普	法務省民事局商事課長
秦	幹雄	国税庁法人課税課長
高野	磨央	警察庁組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室長